

「お手盛り」抜本改革を -国会議員年金-

開会中の通常国会最大のテーマは年金改革である。政府・与党の改革案は、国民が求める「安心」「信頼」「公平」など、どの面から見ても不十分であり、大いに論戦を挑みたい。しかし、その前に国民の代表たる国会議員が襟をたださなければならない問題がある。最近、多くの有権者から問いかけられる国会議員互助年金の改革である。

坂口力厚生労働大臣が「(年金問題タウンミーティングで) 議員年金見直しの意見に(参加者から) 万雷の拍手が起こった」と語っているように、国民の注目度は極めて高い。

国会議員互助年金は、10年以上在職した元議員に65歳から、退職時の歳費の3分の1以上(在職10年で年412万円、25年で535万円)を支給する制度である。受給者は現在537人おり、受給額は平均年460万円で、最高は741万円となっている。

互助年金の根拠は、国会法36条の「議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる」との規定。それを受け、国会議員互助年金法(議員立法)で「互助の精神に則り、国会議員の退職により受ける年金等に関して定める」と規定している。

ここで留意すべきことは、国会法の「(一時金を想定した)退職金」の文言が議員立法では「年金等」に変えられた点である。

互助年金には、厚生年金などと同等に税制上、負担段階で社会保険料控除、給付段階で公的年金等控除が適用されているが、これを年金制度と見た場合、現職国会議員の歳費の10%分、1人年約130万円の国庫納付が04年度予算案で計9億1700万円なのに対し、国会議員OBへの支給総額は33億5700万円。独立会計ではなく、負担と給付の対応もなく、バランスも全くとれていない。

さらに、国民年金(基礎年金)と厚生年金(2階部分)への国庫負担割合がそれぞれ33%、0%なのに対し、国会議員互助年金はその割合が73%にもなっている。また、厚生年金では受給資格を得るのに保険料を25年支払う必要があるのに対し、互助年金は10年、3年以上払っていれば、納付金の8割が返還される。

こう見ると、国会議員互助年金の互助とは、誰と誰の助け合いなのかという根本的な疑問に突き当たる。現状では、国会議員が国民に一方向的に助けてもらっているだけではないのか、といわれても仕方がない。

当面の改革の方途は二つ。一つは、国会法の原点に立ち戻り、退職一時金として制度化する方法。もう一つは、特別職国家公務員である国会議員を国家公務員共済制度に組み込み、国庫負担の圧縮、給付の抑制、所得制限の強化などを図る方法である。

退職一時金であれ、年金であれ、いずれにせよ社会通念上常識的な制度にしなければならない。衆議院議会制度協議会では、見直し作業に入ることで一致したようだが、悠長な対応では国民の理解は得られない。

小泉首相は先月、国会で「(国会議員互助年金改革の) いい気運が出てきたので、ぜひ、与野党で改革していただきたい」と答えた。改革の機運は整ってきた。速やかに国会全体の合意を取りまとめ、実現していくことが必要である。

年金制度の安定は、国民の納得と合意なくしてあり得ない。まず、議員自らお手盛りと言うべき国会議員互助年金の改革を進め、範を示さなければならない。